

独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会（第3回）
審 議 概 要

開催日及び場所	平成22年2月15日(月) 住宅金融支援機構本店14階会議室
委員長代理 委員 (以上、敬称略)	<p>内山隆太郎（東京共同会計事務所 公認会計士） 楠 茂 樹（上智大学法学部准教授） 中村 里佳（さくら総合事務所 公認会計士） 岩也千賀彦（監事） 石塚 雅範（監事） ※オブザーバー 瀬口芳広（国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室長） 長谷川貴彦（国土交通省住宅局総務課証券化支援対策官）</p>
審議対象	<p>1 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）における3. (1)及び3. (2)のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約 ・20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約 <p>2 「契約における実質的な競争性確保に関する点検について」（平成22年1月19日総務省行政管理局からの事務連絡）における記の1の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度上半期において、締結した物品調達等に係る一般競争契約であって、落札率が90%以上、かつ、入札における応札者が二者以上であったもの
審議概要	<p>○事務局より定足数の確認が行われた。</p> <p>○事務局より、資料に基づき、第1回委員会（平成22年1月19日開催）、第2回委員会（平成22年2月3日開催）での審議を踏まえ作成した総務省（国土交通省）提出資料の説明が行われた。説明後、次のとおり意見、質問があり、それに対する回答が行われた。</p> <p>○事務局より、第1回、第2回委員会の議事概要の説明が行われた。</p> <p>○事務局より、資料に基づき、第2回委員会での審議において質疑があった事項の説明が行われた。説明後、次のとおり意見、質問があり、それに対する回答が行われた。</p> <p>○あらかじめ各委員を事前訪問し、「実質的な競争性確保に関する点検」の対象案件全ての契約の内容を記載した個別シートを作成し説明を実施。次のとおり意見、質問があり、それに対する回答が行われた。</p> <p>○総務省（国土交通省）提出資料は、本日の審議内容を踏まえて修正し、各委員の再確認を受けた後、事務局から提出することが了承された。</p>

●総務省（国土交通省）提出資料に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>1.（様式3-2）平成20年度契約点検結果【主な見直し事例】 「就職情報サイトの作成及び入構案内パンフレットの発送業務」（No.41）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件としている政府系金融機関等の掲載実績の必要性を検討すべきとの指摘に対し、見直しの具体的内容欄は整合性が取れていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの具体的内容欄は改善すると記載に修正する。
<p>2.「募集委託並びに償還金支払及び買入償却事務委託契約」（No.136他）、 「募集委託並びに債権保管委託及び元利金支払事務委託契約」（No.149他）。</p> <ul style="list-style-type: none"> No.136他は競争性のない随意契約のままとし、No.149他は競争入札に移行することの違いは何か。 随意契約から入札に切り替えた場合、契約金額が安くなる可能性はあるのか。 複数ある随意契約の中から、本件を一般競争とする選定の理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> No.136他は個人向け商品の「つみたてくん」で債券の発行は平成22年2月が最後の委託契約となるため随意契約のままとしている。No.149他はマンション管理組合向け商品の「マンションすまいる債」で、今後も継続して債券を発行し委託契約を行うことから、過去に随意契約した分を解約し一般競争に切り替えるもの。 予定価格の作成方法と随意契約時の価格の関係によるので、競争入札だから価格が下がるとは言えない。 競争性のない随意契約が継続していくもので、競争性が成り立つものと想定されるものは切り替えることとしている。
<p>3.「随意契約等見直し計画」</p> <p>ア（1）の記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに一般競争に移行するとあるが、既に大半は移行済みと認識しているが、今後移行するものには何かあるのか。 <p>イ（3）⑤複数年度契約の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤以外の項目は競争参加者を多く確保する施策であるが、⑤は意味合いが異なるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に移行済みであり、現時点で今後移行予定のものはない。記載内容は修正する。 複写機の本体は3～4年の複数年契約を行う。一方、その保守契約は単年度としていたため保守契約で一者

<ul style="list-style-type: none"> ・説明があったとおり、わかりやすい内容で記載すべきである。 <p>ウ(3)③入札参加要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札・応募の改善策は、既に機構ホームページに公表しているとのことだが、平成22年4月に公表するこの計画に記載するのは、今後、同種の取組みを行うことがあると理解してよいか。 	<p>応札となっていた。新規に機器を調達する時に、保守も併せて調達すれば、保守部分の一者応札はなくなるとの考えで記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容は修正する。 ・契約案件ごとに改善策は異なるが、計画した方策を実施するということである。 ・ご指摘いただいた項目は、修正し、再度、各委員の確認をとることとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約等の見直しが、競争性を高めることにより合理的で低廉な調達を期待して行うのであれば、競争を増やすほかにコストに対して厳しく査定していく仕組みを入れるということもあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約の場合も、予定価格を作成しており、適正な契約価格となっているかをチェック・検証している。

●第2回委員会での審議事項に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>1. 「旧HGSとの契約について」 「文書回送業務の委託」(No.11)と 「競売等債権情報データ整備」(No.66)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの契約は非効率かもしれないが、時系列に見れば、最初の契約時には計り知れない事情があり、やむを得ないのではないか。 ・デメリットとして個々に調達すると非効率とあるが、コストアップもあるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。
<p>2. 「一者応札・一者応募において「官公庁等との実績」を要件としている契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁等との実績を要件として残すものはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この点検は、一者応札・応募となった契約を対象としたものであり、全てではない。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 全件を対象に要件を見直すべきではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・応募となった契約のみ見直しが必要とは認識していない。今後調達していくものは、ご指摘いただいた点を踏まえ、要件の必要性を判断していく。
---	---

● 審議対象 2 の契約に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>契約における実質的な競争性確保に関する点検</p> <p>1 No. 3 出退勤管理システムに係るハードウェア及びソフトウェア等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器は流通量が多くないので事業者からの見積価格によるとあるが、同システムはどここの会社でも取扱っていきそう。流通量は少ないのか。 <p>2 No. 5 事務用什器の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書で事務所に設置の机等から型番を提示しているとのことだが、これによりどの程度物品が限定されるのか。 ・ 仕様書に型番まで提示する必要があるのか。 ・ 2 者のみの応札は少ないと感じるが、公告はホームページに載せているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該機器はインターネットでは容易に価格の検索ができないので、事業者に見積価格を確認している。 ・ 提示は型番のほか、寸法も提示し、また、同等以上のものであれば対象としており、他社に同様の製品があれば納品は可能である。 ・ 型番を提示したほうが、事業者はどのタイプか分かりやすいと判断した。 ・ 政府調達には該当しないので、機構のホームページのみで公告している。